

学校感染症と出席停止の基準(学校保健安全法第18条・19条)

分類		病名	出席停止基準	
第1種	※1		治癒するまで	
第2種	インフルエンザ		発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで	
	新型コロナウイルス感染症		発症後5日、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
	百日咳		特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで	
	麻疹(はしか)		解熱した後3日経過するまで	
	風しん		発疹が消失するまで	
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)		耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発見した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで	
	水痘(みずぼうそう)		すべての発疹が痂皮化するまで	
	咽頭結膜熱(プール熱)		主要症状が消失した後2日を経過するまで	
	結核		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎				
第3種	コレラ		症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで	
	腸管出血性大腸菌感染症			
	腸チフス			
	パラチフス			
	細菌性赤痢			
	流行性角結膜炎			
	急性出血性結膜炎			
	その他の感染症	带状疱疹		可能な範囲で病変部が適切に被覆してあれば接触感染を防げるため登校可能
		溶連菌感染症		適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
		ウイルス性肝炎		A型・E型:肝機能正常化後、登校可能 B型・C型:出席停止不要
		手足口病		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		伝染性紅斑(りんご病)		発疹(りんご病)のみで全身状態が良ければ登校可能
		マイコプラズマ感染症		急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
		ヘルパンギーナ		発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
		感染性胃腸炎(流行性嘔吐下痢症)		下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		アタマジラミ※2		出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用は避ける)
		伝染性軟属腫(水いぼ)※2		出席可能(多発発疹者はプールでのビート版の共用は避ける)
伝染性膿痂疹(とびひ)※2		出席可能(プール、入浴は避ける)		

※1：エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H5N1、H7N9など)、急性灰白髄炎(ポリオ)

※2：医師の診断がないと出席停止にならない場合があります。